

市町村コード	132276											
東京都	羽村市											
法人市民税領収済通知書 (公)												
口座番号	00160-2-960451											
加入者	羽村市会計管理者											
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記) 〒												
様												
年度	※ 処 理 事 項					管理番号						
事 業 年 度												
申告区分												
. . . から . . . まで ( )												
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
納期限	年 月 日										領 収 日 付 印	
指定金融機関名	西多摩農業協同組合本店 (取りまとめ店)											
取りまとめ局	東京貯金事務センター (多摩)											
上記のとおり通知します。 (羽村市保管)												
◎この納付書は、3枚1組となっておりますので、切り離さずに提出して下さい。												

市町村コード	132276											
東京都	羽村市											
法人市民税納付書(原符) (公)												
口座番号	00160-2-960451											
加入者	羽村市会計管理者											
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記) 〒												
様												
年度	※ 処 理 事 項					管理番号						
事 業 年 度												
申告区分												
. . . から . . . まで ( )												
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
納期限	年 月 日										領 収 日 付 印	
日 計												
上記のとおり納付します。 (金融機関又は郵便局保管)												

市町村コード	132276											
東京都	羽村市											
法人市民税領収証書 (公)												
口座番号	00160-2-960451											
加入者	羽村市会計管理者											
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記) 〒												
様												
年度	※ 処 理 事 項					管理番号						
事 業 年 度												
申告区分												
. . . から . . . まで ( )												
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
納期限	年 月 日										領 収 日 付 印	
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)												

◎納入場所  
市指定金融機関  
西多摩農業協同組合  
同派出所(市役所内)  
市収納代理金融機関  
(全国の本・支店)  
みずほ銀行  
りそな銀行  
埼玉りそな銀行  
井住友信託銀行  
三井住友銀行  
三井住友銀行  
山梨中央銀行  
東日本銀行  
西武信用金庫  
青梅信用金庫  
多摩信用金庫  
東京厚生信用組合  
大東京信用組合  
中央労働金庫  
西多摩農業協同組合  
東京都信用農業協同組合連合会  
及び東京都内の各農業協同組合  
ゆうちょ銀行・郵便局  
(東京都、神奈川県、  
千葉県、埼玉県、茨城県、  
栃木県、群馬県、及び  
山梨県)

◎納期限が過ぎても  
取り扱います。

◎延滞金  
指定された納期限までに納付されないうちは、その翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、税額等(1,000円未満の端数があるとときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収します。ただし、この延滞金は、当分の間、地方税法附則の規定により延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります。なお、申告区分により計算方法が異なることがありますので、ご注意ください。

◎お問い合わせ先  
申告等について  
羽村市 課税課市民税係  
042 (555) 1111  
内線 163~165・189  
納税について  
羽村市 納税課  
042 (555) 1111  
内線 190・179